

## 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月24日（火）13：00～14：05
- 2 場 所 全国町村会館 2階ホールA（東京都千代田区）
- 3 出席者（町側） 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、横山復興推進課長、中野住民生活課長、相楽農業復興課長、橋本秘書広報課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員  
出席者（国・県側） 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、佐藤内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官、原内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐、中井復興庁原子力災害復興班参事官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、彦坂福島地方環境事務所廃棄物対策課課長、井原福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室支所長、戸塚資源エネルギー庁原子力損害対応室室長補佐、新妻福島県避難地域復興課課長、服部福島地方環境事務所中間貯蔵総括課課長

4 町民出席者 4人

### 5 町長あいさつ（伊澤町長）

皆さんこんにちは。長期に渡る避難生活大変お疲れ様です。本日は特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方の案内をさしあげましたところ、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。さて午前の部では、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご説明させていただき、ご意見等をいただいたところでございますが、午後の部では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関しての取組の進め方についてご説明をさせていただきます。国では、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除に関する考え方を決定し、2020年代をかけて帰還意向のある町民の皆さんが帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握して特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めていくとしております。本日は国から町民の皆さんへ今後の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組などについてご説明させていただきます。この住民説明会後に対象となる世帯の皆様には帰還のご意向をお伺いする意向確認を行わせていただくこととなりますが、今回の説明会ではその前に町民の皆さんからご質問やご意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

## 6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部、副本部長の辻本でございます。本日は午前引き続きましてこういう機会をいただきまして誠にありがとうございます。まずは改めまして11年間、避難指示が継続し避難生活を余儀なくされていること、双葉町民の皆様にも多大なるご迷惑、ご負担をお掛けしてること、改めてお詫び申し上げます。午前中の特定復興再生拠点の避難指示解除についての説明を町と一緒にさせていただきました。午後はその特定復興再生拠点区域外のお話となります。特定復興再生拠点区域外につきましては、長らく避難指示解除の方針を示しきれていなかったんですけども、今年の夏に、先ほど町長からもお話がございましたが、方針を示させていただきました。これまで双葉町に、今日で七か所目でございますけども、大熊町もそうですし、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村にもお話しをさせていただきました。多くの住民の方からいろいろな、まずはお怒りを受けつつ、不明な点についてのご質問いろいろないただきました。特定復興再生拠点区域外の帰還居住に向けて、今後どう進めていくかというのを我々はしっかり作っていき、皆様方の一日も早い帰還を実現し、早く双葉町の復興につながるよう、我々政府一同しっかりやらせていただければと思っています。本日はよろしく願いいたします。

## 7 説明（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

○特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について

## 8 質疑応答

### ■（町民：女性 鴻草行政区）

すいません。大変お世話になっております。ちょっと、まとまってなくて、素朴な本当に除染のことが、なんでやってないんだろうっていう段階で。双葉町鴻草、浪江町のすぐ隣地域なんですけど、帰還困難区域があります。それでですね、家を、夏に政府への返答っていうのは、来られた場合に、こんな簡単に返事どうやってするのかみたいな疑問があるんですけど、まず素朴な疑問で、あんな、なんで除染を山から、高いところから全部やってくれないのかなっていうのが、まあ予算の関係もいろいろあると思うんですけども、なんで除染をやってくれないのかっていうことと、近隣の浪江町って、進んで除染を行っていると思うんですけど、除染をするってことは全体的にいくらぐらい広さもあるだろうけども、もし、やらないとしても全体をやった場合のおおよその予算ってどれくらいかかるんだろうっていうこと。で、出せないとしても、皆絶対やってほしいって、気持ち悪いじゃないですか、帰らないとしても。私たちの故郷は汚染されたままっていう。何も返せないですよ。将来的なイメージでは、本当に、100パーセント無理としても、かなり、元々よりも放射能下がってますけど、元の景色、全体が戻ればいいですけど、何もないけど田んぼ、山、景色を戻してほしいっていう、都内から、町に住んでなかった家の場合は、姉夫婦、弟夫婦、居ますけど、やっぱり東京に住んでたり、埼玉とか住んでる方多いと思うんですけど、年に何回かお

盆の時、盆踊りがあるからとか、お墓参りとかお彼岸もそうだけど、お正月に帰って、必ず帰って、この帰れない場合もあるんですけど、あの時に心身ともにあのリラックスできたっていうのが、あの本当に体にも心にも大事だったんだと、ほんとに今思うんですね。なんでかって言うと、やっぱり別なところで賠償でね、家を建てさせてもらっても、なんか落ち着かないっていうか、心が落ち着かないっていうか、精神的にまいってる人が多いと思うんですね、もう。いや元気だったのに、どうしたのみたいな感じ、で、他に温泉とかでリラックスしたり、好きなところに行ったとしても、やっぱりそれとはもう全然、それには補えない地元のほっとする、あれが1番大事だったんだなって本当に思うんですね。なので、除染後、住むか住まないかというふうに言われても、今誰も住んでないし、庭も荒れ放題、山も荒れ放題っていう、その時、帰った時、去年初めて帰ったんですけど、もしかしたらね、動物が来たりするかもしれない。はい、私帰りますなんて、一人で、帰れるところじゃないのに、こんな返事を出せて言われても、帰る意向を示さないと除染をしてもらえないのかなと思うと、本当に考えてしまうと思うんですね。将来そんなに帰りたいたったら、うち、まだすみません、うち私は結婚してないんで子供は居ないんですけど、姉夫婦の甥っ子が都内に居て、どうしたのって言われて、ずっと心配して、あのいろいろ聞いてくれるんですけど、将来、双葉で、厚生病院で生まれて、双葉町では遊んで、所沢が住まいですけど、双葉が大好き。将来は双葉に帰れるなら、俺が継ぐよって言ってくれて安心して。でも、そんな負担かけられないから。でも、やっぱり家を掃除して、うちの場合は家がまだ残ってるので、家を掃除してまず好きな時に夏なんか1カ月ね、1カ月間みんなで帰ってゆっくりと海に行ったり、山に行ったり、盆踊りしたり、1ヵ月じゃないか、1週間ぐらいか、そういう大事なことだったので、やっぱり、皆さんふるさとあると思うんですけど、除染を行ってほしいなって思いますね。あと、まず家の場合なんですけど、帰るっていう住む予定ではなくて、もし、出来たら家を片付けて、年に何回か帰って使うように考えてるんですけども、そういうのも可能なんでしょうか。1週間とか年に何度か帰るだけでも、除染してもらえるんでしょうか。あと、家、大体鴻草の家って旧国道に、旧国道って分かります？ 旧国道に住宅もあるんですけど、そこの裏の方に畑が大体あって、その裏に農地があって、田んぼになってるんで、地続きなんですね。だから家だけ除染、もし、してもらえた場合に、畑、あの地続き、ここから行けないってなると困っちゃうし、通り道なんで、それも畑がまだ作れなくても除染をしてもらえるんでしょうかっていう話。以上です。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘いただきましてありがとうございます。まず、ふるさとへのお気持ちを頂戴いたしました。冒頭も申し上げましたが、大変ご迷惑をおかけしていること、本当に申し訳なく思っております、申し訳ございません。その上で、除染の範囲、除染についてご指摘をいただいたかと思えます。今回資料の中で、これまでの経緯も含めてですね、改めてご説明申し上げましたが、帰還困難区域ということで、2011年に設定をさせていただきました

た。これも大変ご迷惑をおかけをしました。その後、帰還困難区域の中でまず特定復興再生拠点というものを整備させていただいて、そこで町づくりの観点による取組をさせていただいているところでございます。一方で拠点区域の外、拠点区域外については、これまで方針がお示しできていなかったところで、大変ご迷惑をおかけしております。その中で拠点区域外については、双葉町も含めてそうですが、一定の面積がございます。ここをどのように避難指示解除に向けて取り組んでいくかを考えたときに、我々としては、事故から11年ご迷惑をおかけをしている中で、先ほどもふるさとに戻ると安心するというお話を頂きましたが、まずやはり帰りたいという思いにですね、何よりも早くお答えをしたいという思いで、今回の方針は作らせていただきました。ですので、ご意向をお伺いすること自体失礼だというご指摘は、これまでの説明会でも頂戴しておりますが、ご意向は大変恐縮でございますが、お伺いさせていただきまして、戻りたいというご意向をいただければ我々しっかり除染をさせていただいてですね、

(町民：女性 鴻草行政区)

戻りたいって、帰りたいっていうのが、帰って、もうちょっと住むとか、一時的に1日2日帰るのかというのでは全然違うと思うんですけど。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、その点ですね、はい、申し訳ございません。資料中のこれまで頂いてきたご指摘の中でも少し申し上げましたが、年間何日みたいな数値の基準を我々として、設けさせていただくことは、なかなか難しいかというふうに思っております。いろいろなご事情があると思います。11年間大変ご迷惑をおかけしておりますので、お仕事とかいろいろなご事情があると思いますので、例えばあの少しずつお戻りになるという方もですね、当然あるんだと思っています。初めのうちは、例えば月に何日ぐらいだったものですね、だんだんとか、日数も増えてくるというケースも当然あるんだろうと思っております。我々としては、最終的にお戻りをいただくというご意思をいただければ、それを踏まえてしっかり除染をし、避難指示解除するというふうに思っておりますが、そういった少しずつお戻りをいただくというケースなども含めてですね、個別のケースでしっかりとご事情伺わせていただいて、ご相談させていただきたいというふうに思っております。なかなか1日でもいいですかとかですね、2日でもいいですか言われた時に、なかなかパチッとお応えができず申し訳ないんですけども、最終的にお戻りいただくというご意向さえいただければですね、我々しっかりやらせていただきたいというふうに思っております。

(町民：女性 鴻草行政区)

最終的に戻ってということは、もう365日住むってことですか。最初からそういうふうにちょっとイメージできないっていうか、もうこちらでも家も持っているし、ですけ

ど、それを夏に答えなければいけないのはすごく重くなってしまふ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

まさにご指摘のように、一旦、11年大変ご迷惑おかけをしておりますので、どうしようかっていうお悩みのところがあると思います。少しずつ戻られるというようなパターンなどもあるのだと思います。ご事情を伺わせていただきながらですね、どのようにしていくかは我々考えたいと思います。最終的に戻られるという言葉を使ってしまいましたが、おっしゃっていただいたような少しずつ戻られるというパターンも、当然ありうると思いますので、そういったことも含めてご相談させていただきたいというふうに思います。

(町民：女性 鴻草行政区)

分かりました。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

除染範囲の話でちょっとありましたけれども、最初その途中の説明ではありましたが、生活圏ということをしっかりと考えておりますので、まだらみみたいな形にはならないように、しっかりと線量低減等含めて考えていくと。その際も丁寧にご意見を、実態を伺い、鴻草地区のところも何度も見させていただいておりますけれども、そういう実態もちゃんと捉えながらしっかりと町役場、行政区長とも相談しながら進めていければと考えております。よろしいでしょうか。また個別のご相談をぜひさせていただければと思います。

■ (町民：男性 三字行政区)

お世話になっております。3つほどあるんですけども、今の説明とも関連するんですけど、家の集落は目迫地区なんですけども、完全に真っ二つにされているわけで、その中で皆さんに聞いてみると、戻るのか、戻らないのかっていうあいだに、もう1つ回答欄があると思うんですね。それは、完全に戻るのか、戻らないのか、それとも皆うちは全部個別で持ってるんで。そこで帰って田んぼなどを見たり、なんかやったり、今は散々お世話になって、営農の復興なっているんですけども、その時に帰って戻ってそういう農業やるのも、戻る範囲になるのか、それだけでは戻る範囲にはならないのかの選択、みんな迷ってるんですよ。だから、これは、たまに帰って田んぼやるっていうのかでは、あの、それは戻らない範囲になると言われれば、これは大変なことだって区長さんにも言ったんですけども、区長さんは、それはないだろう、みんなでもう1回話し合うっていう話になっているんですけども、それと、あともう1つは、先程やっぱり目迫の半分になったんですよ。最初のアンケート届かない人もいますよ。名前を言ったんじゃ個人情報になると思うんですけども。半分で解除になる6月に解除になるお墓のところから東とかね。あの辺の人らはね、連絡来てないっていうんですよ。だから営農の方もそうなんですよ、だから目迫

全員に言ってるわけじゃないのかって言うんですよね。だからそれも聞きたいんですけども。あともう1つは自分のことになるんですけども、あのライスセンターのこのすぐそこ、そこまで除染してもらおうような話出てきたんですけども、すぐその前1mもいかない所に家のガラスハウスと家があるんですよね。その所にゲートあるんですけども、なんでかんでゲートでないと入っていけないで、ぐるっと一回りするようになるんですよ。この前も言ったんですけども、前もって連絡して、あそこのゲートをちょっとガードマンの人に言って開けてもらえるようにしてもらえば助かるんですけども、そんなことをお願いいたします。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘いただきありがとうございます。またご迷惑おかけをしております。まず、初め、先ほどの冒頭のご質問通りで重複かとおもいますが、戻る戻らないのところでございます。我々としては、最終的には戻っていただくということをやはり想定したいと思っております。そのうえで先ほどのご質問の回答と重複になりますが、少しずつ戻られるというケースも当然あるのだと思います。これは何日とかそういった基準がなかなか設定するのが難しいですし、我々もそういったことを想定はしたいとは思っておりません。ですので、大変恐縮でございますが、後日、ご事情を伺わせていただきながらですね、ご相談できればというふうに思っております。行政区内で行政区長様とのご相談もあるかと思えます。また、アンケートが来ない方もいらっしゃるというお話もいただきました。おっしゃる通り目地地域ですね、一部は拠点区域の中に入っております。拠点区域の中に入らっしゃる皆様におかれましては、今年の6月以降を目標にしていますが、避難指示を解除させていただいた後、お戻りいただくことができる環境になってございます。一方で先ほど二つに、真っ二つになっているとおっしゃっていただきましたが、拠点区域の外にもお住まいの皆様には、大変申し訳ないのですが、どう避難指示解除をしていくかの方針がこれまではお示しができておりませんでした。今回の方針では、ご意向をお伺いさせていただいて、ご意向を踏まえて除染をし、しっかり避難指示解除させていただくという方針でございますので、拠点の区域内にご自宅のあられた皆様にはそういったアンケートのようなものはいかないですし、

(町民：男性 三字行政区)

基本、集落の人だから、その人らも入れたらいいんじゃないですか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、一方で、拠点区域は避難指示解除を、6月以降に今日指してご相談しておりますので、そのタイミングですみません、集落の中で別れてしまうのは大変心苦しいんですけども、6月以降、避難指示解除がされればですね、お戻りいただく環境が作れると。外に

いらっしゃる皆様には大変申し訳ないのですけれども、そういった環境になってないということでございまして、今回のご意向を踏まえてですね、しっかりやらせていただいて将来的にはしっかりやらせていただきたいと、そういう方針でございます。二つになってしまうことは大変申し訳ないと思っておりますが、その中で行政区としてのまとまりのところをどうしていくのかっていうのは、まさに我々もご相談できればというふうに思っております。最後、ゲートの話はすみません、私も即答できずに申し訳ございません。個別にご事情を伺わせていただきながらご相談できればと思います。申し訳ございません。

(伊澤町長)

只今、お二方から質問というか、ご意見をいただきました。帰還に対する考え方、これ、非常に皆さん、難しいと思うんですよ。震災から11年、まさに今年は12年目に入って、それぞれの生活基盤というか、避難先で、ある程度生活圏はできてしまうということ。それで除染をしました、インフラの整備しました、戻れますから早く戻ってくださいって言って、簡単に戻れるかっていうと、もう生活基盤ができてしまっている方が多いと思うんです。これは大変なことで、一気にまた180度違った生活パターンになるっていうことになると思うんですよ。そうなるとなかなか判断って、おっしゃる通り難しいところですよ。ですから、私、国の考え方と多少私の考え方が違うんですけども、二地域居住を認めてくれないかと、二地域居住。ですから避難先に住んでいるところと、地元双葉町と行ったり来たりしたらいいんじゃないですか。それをまず段階的にレベルアップしていくことによって、戻れる環境ってというのは、人それぞれ、今の考え方と違うじゃないですか、もうすぐにも戻りたいっていう方、戻りたいけども戻れないって方、戻らないって決めてる方、まだまだ悩んでるっていう方、そういった人たちがやっぱり、ふるさとに対する思いってというのは相当強いと思うんですよ。そういう強い人たちが、もう帰還意向っていう単純にね、戻るか戻らないかっていう判断の仕方ですと、これほんとに悩んで、こう判断できなくなってしまうと。だったら二地域居住ということで申し上げたように、例えば避難先に20日いて、1か月のうちですよ、20日避難先にいて町に10日とか、その逆でもいいし1日しか町に戻って来ない、そういう形だって必要だと思うんですよ。そういう部分がある程度柔軟に国として認めていただければ、帰還困難区域の皆さんはね、今戻りますとって、はい分かったなんて話にはならないと思うんですよ。これは町として国の方にしっかりと考えを届けて、皆さんにもうちょっと緩やかに判断ができるような対応、もう一つは戻りたいと思っても結局、今現在私も戻りますっていう判断を示しました。だけど人間年齢がいくと、どこで体が、例えば病気になるとか、障害を持つとか可能性がないわけではないんですよ。そうなった時に今現在私は戻ると、だけど避難指示解除するまで何年かかかります。そうなった時に体調を壊して、かかりつけのお医者さんが、双葉に戻ってきたんでは、診察診療できないような専門のお医者さんでなければならぬってなったら、戻れないわけですよ。でもそういったものも可能性と

してないわけではないので、今の気持ちとして正直に皆さんね、考えを仰っていただいたんで、私とすれば戻れるし、必ず住みなさいということではないんですよ。これだけ避難をして長い時間ね、皆さんにご不便をかけてるわけですから、ちょっと言葉に誤解があるかもしれないんですけど、別荘感覚で戻るっていうのも一つの手だと思うんですよ。それだったら意外とハードル低いと思うんですよ。だからそういう感覚で戻ってきていただくっていうのもありだと思います。それがだんだんにふるさと双葉がいいなと思って、増えていけばなおいいですし、いや、やっぱりもう避難先の生活が私はベストだと思えば、それはそれで判断していただければいいし、ですから基本的に戻るっていう考え方を、すごく負担に考えられる、負担に思われると思うんですよ、だからそういう負担に思われなくて戻るっていう感覚で、これなんて言うんですか、少し軽く考えていただければいいのかなっていうふうに思っています。これは皆さんに関して例えばそういうふうなことで、最後戻れなかったっていうことになったとしても、これは決して皆さんの責任ではありませんから、その部分は国もしっかりとね、判断をしてもらえるというふうに思っていますので、ぜひ、なんていうんですかね、あまり真面目に、真面目にっていうたらおかしいですけど、自分を追い込むような大変な思いをされておられるんで、そういうふうなことじゃなくてもうちちょっと軽く考えていただいて判断をしていただければいいのかなというふうに思います。

(町民：男性 三字行政区)

できれば集落ごとの説明会をやってもらいたい。

(伊澤町長)

これは今後そういうふうな取組をするという方向で今…、

(町民：男性 三字行政区)

バラバラじゃなくて一か所にまとめて。

(伊澤町長)

だから、まあ集落ごとって言っても、例えば目迫もバラバラになってるじゃないですか。どこの場所でやるかっていうのを皆さんの希望で、こことかっていうふうに指定していただいた方が国としてもね、取組易いんじゃないかなと思います。それは可能です。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

町役場とも相談させてもらって、行政区長さんともですね、進め方を相談してまいります。よろしいでしょうか。



■ (町民：女性 鴻草行政区)

ここに書いてあるんですけど、除染の計画っていうか、双葉町、集落によって違うかもしれないんですけど、例えば鴻草の帰還困難区域だったら、除染ってどのような基準でやるんでしょうか。ここに書いてあるように帰る、帰らないようなと言わないと除染してもらえないんでしょうか。そういうこと関係なく、全体的に土地以外も、畑も山もやってもらえるのでしょうか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘ありがとうございます。大変心苦しいのですが、今回の方針はですね、まずご意向を頂戴させていただきまして、それを踏まえて、ご自宅はもちろんしっかりやらせていただきます。そこでどう生活されるのか、そういったこともしっかり我々伺わせていただいて、生活環境の除染、これをしっかりやらせていただきます。一例としては我々資料の中にも出てきましたけど、道路とかですね、そういったところはしっかりやらせていただければと思いますし、資料の最後の方でも申し上げました、営農のご意向があれば営農のご意向を実現するためにどうしていくか、これは町ともご相談のうえではありますけれども、そういったことも踏まえてしっかり考えさせていただきたいというふうに思っています。スケジュール感でいきますと、夏頃を目途にご意向を伺わせていただきまして、ご意向を踏まえて、しっかり範囲考えさせていただいたうえで、除染の開始を2024年度に今想定をしているというスケジュール感でございます。

(町民：女性 鴻草行政区)

例えば、除染がスタートして家の除染を、もしやっていたら1回だけとかですか、何回かちゃんと線量測ってやるのかって…、

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

除染の進め方については、まさにご自宅の線量状況によっても変わってくるところはありますが、避難指示解除をさせていただくときには、これは他の町などでのこれまでの避難指示解除もそうですけれども、一定の基準がございます。それよりは下がると、下げるようにしっかり除染をさせていただければと思っておりますし、もしも万が一のホットスポットみたいなですね、局所的に高い所が見つかってしまった時には、そこも含めて追加の除染と言いますか、といったことも含めて考えさせていただく。これはこれまでの避難指示解除でもやらせていただいております。今回の方針を踏まえてどうやっていくかは、今後の検討ではありますけれども、基本的には今申し上げたようなことはしっかりやらせていただく方針で今考えております。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長)

環境省福島地方環境事務所で解体除染を担当しております須賀と申します。もし可能でしたら終わった後、また詳しくお話させていただければと思いますけれども、現在やっている除染について、ちょっと情報を提供させていただきます。除染する際にですね、まず調査をさせていただきます。そのご連絡をまずさせていただいて、現況がどうなっているかを調べさせていただきます。そのうえでですね、除染の計画を作成します。一般的にはガイドライン等踏まえた形になりまして、状況に応じた除染ということでご案内させていただいております。そのうえで事前の線量を測定して、除染を行って、そこに解体が入ればまた解体が実施されますけれども、除染は当然除染する際にもホットスポットとかですね、取りこぼしがないように注意しながらやりますけれども、除染が終わりましたらまたそのあとも測定をさせていただきます。その結果につきましては、ご連絡をさせていただきます。更にですね、一定期間を置いた後に、そういった除染の効果が維持するかどうかということで、再度、これが1回か何回かというのはその状況によると思いますけれどもモニタリングをさせていただきます。それで一通りという事になりますが、その間にもですね、例えば除染をする前にですとか、終わったときに、ご要望に応じて一緒に立ち会ってですね、注意をする場所とかですね、気になる点とかご相談させていただきながら、一緒に例えば測定をして、ここは高いからどうかとかです、場合によっては除染のやり方も所有者の方のご了解いただかないとできないところもございますし、お互いの理解を深めた方がより良く除染ができると思いますので、またですね、終わった後、これでおしまいってことではなくて、例えばこれからの今拠点解除という事になりますけれども、解除しておしまいってことでは当然なくてですね、その後もまた気になるような点がありましたら、またご連絡いただければ調査させていただきます。また線量高いっていう事であればフォローアップ除染ということで除染をさせていただきます。

■ (町民：女性 鴻草行政区)

私は鴻草、双葉町鴻草が実家で今所沢に住んでおります。いろいろお世話になりました、ありがとうございます。除染のことでお伺いしたいんですけども、先ほど司会の方がまだらにはしないというふうに仰りましたけれども、例えば鴻草で、まあ別荘のように使いたいとか、いろんな形で帰宅したいっていう考えの方が数件しかない場合、その場合でも全体的に山から、川から全部除染していただけるという事なんでしょうか。先ほど仰っていたように、帰りたい方がいらっしゃる場合はそのエリア、行政区全部を除染してくださるということなのではないでしょうか、まだらにはしないということは。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘ありがとうございます。先ほどまだらにならないようにというふうに申し上げました。一例ですが、Aさん、Bさん、Cさんがいらっしゃってですね、AさんとCさんか

らご意向を頂戴をしましたと、Bさんはご意向がなかったという場合、ただ、Aさん、Cさんが戻られるときにBさんのご自宅についても除染をさせていただかないと、中々AさんCさんの御自宅の線量も下がらなかつたりですとか、そういったケースも当然あるんだろうと思っております。我々生活環境の除染という表現を使っておりますけれども、お戻りいただいたときにですね、どういう形でですね、お戻り頂いて安全安心にお暮らしをいただけるかというのを意識させていただきながら、例では道路と書いてございます。ただ具体的にお示しできていないのはやはり個々のご自宅の状況それぞれの違いがあるかと思しますので、それを逐一見させていただきながらですね、こちらのご自宅の皆様からご意向を頂戴した場合にはこういう範囲でやらせていただくとかということ、しっかりと考えさせていただいたうえで、検討していきたいというふうに思っております。

(町民：女性 鴻草行政区)

ありがとうございます。帰りたい家の周りだけを除染するという事なんですか。行政区全部を除染するという事なんですか。そこがはっきり知りたいです。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、ありがとうございます。基本はご帰還のご意向を頂戴した方のご自宅と周辺といいますか、生活環境の範囲をしっかりとさせていただくと。そして先ほど道路という例を申し上げましたけれども、当然道路を使って活動いただくとしますので、アクセス道についてもしっかりとさせていただくと。まだらにならないという例で申し上げたのは、例えばご自宅を除染させていただくときは、当然ご自宅の線量を下げするためにその周辺はやらせていただきますが、道路をやらせていただくときもですね、道路の線量を下げするために道路の周囲なども、これまでの除染の中でもさせていただいている例がございます。今回は、まさに個別のケースを見ながらしっかりと考えたいと思っております。行政区全てもなるとちょっと難しい所があるかもしれませんが、自宅とその道路といった生活環境をしっかりと意識させていただいたうえでですね、除染の範囲についてご相談できればと思っております。

(町民：女性 鴻草行政区)

はい、ありがとうございます。今の時点では全体というのは難しいということなんでしょうか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

はい、我々から具体的なものがお示しできていないため、イメージが湧きづらくて大変申し訳ございません。ご自宅をまずは中心とさせていただきながら、使われる道路がどの道路なのかとかですねそういったことを意識させていただきながら考えていきたいと思

ます。

(町民：女性 鴻草行政区)

でも、山も川も全部繋がっているの、住んでいる、住むためには、住むエリア、家の周りだけやっても山から雨が降ったら流れてくると思うんですけども、その辺はどうお考えなんですか。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長)

全てちょっとお答えできるどうか分からないのですが、現在一般的に言われているのはですね、いろいろ山を含めて調査をしていて、そんなに放射性物質が動かないとは言われています。ほとんどその山に降ったものについては山にあるということで、例えばその除染をするといったときに、逆にその今安定しているところは、土とかその上に被さっている堆積物を取って動くようなこともあって、どういう形になるとその動いていてなかなか難しいんですけども、そういったような指摘はされています。ただ、例えば大雨が降ったりとかですね、土砂崩れみたいなのが起きたときにはですね、そういった移動は当然あると思います。また、山の除染というのがですね、土を剥いだりすれば、放射性物質は一定量取れると思うのですが、それで土砂崩れなどが起きるといことも当然リスクとしてありますので、なかなか難しいところなのかなと思います。申し訳ないです。

## 9 閉会